

奈良県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五條吉野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十四年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の名、氏名及び住所

理事 柏原 行雄 五條市靈安寺町八八

〃 澁久 正博 奈良市高畑町一一一六―六